

(別表7)

【内閣府】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 世界政経調査会	その他（特段の理由がある場合）	我が国の情報調査の必要性から、内閣官房の委託により当該事業を行っている法人の存在は不可欠であり、委託費の廃止は困難である。自己収入拡大の方途も限られており、平成17年度までに補助金等の年収比率を2/3未満に改善することは困難であるが、事業を総合的に見直し、法人の統廃合等、管理業務の共通化による経費削減を図るとともに、個別の業務内容の見直し等、事業の効率的実施を行うことにより、平成17年度までに段階的に委託費を15%削減する。	
(社) 国民出版協会	同上	同上	
(社) 国際情勢研究会	同上	同上	
(社) 民主主義研究会	同上	同上	
(社) 東南アジア調査会	同上	同上	

【防衛庁】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 防衛施設周辺整備協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	当該法人への補助金の交付はすべて廃止し、航空機騒音等の発生原因者である国から直接交付することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度
(財) 自衛隊援護協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	従来から行っている法人組織・経費の合理化に加え、更なる経費削減や組織見直しを実施し、補助対象経費の削減を進めるとともに、自己収入の拡大にも努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成15年度

【総務省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 明るい選挙推進協会	その他（特段の理由がある場合）	当該法人の収入の大半を占める委託費については、全国規模の会員・ボランティアネットワークを有する当該法人に委託して実施することが最も効率的・効果的である。なお、テレビスポット広告については当該法人へ委託せずに国が直接実施するとともに、平成14年度に委託事業全般について政策評価を行い、効果が認められないものについては廃止する。また、当該委託費に計上された事務費については、公益法人本来の性格に照らし、平成14年度から段階的に削減する。	

【法務省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 人権教育啓発推進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	予算額及び事業内容を精査することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度

【外務省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) フォーリン・プレスセンター	その他（特段の理由がある場合）	現下の状況では、当該法人を通じた海外広報の必要性は認められ、委託費の廃止は困難である。自己収入の拡大を図るが、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。事業の整理縮小を図り委託費の削減を行う。	
(財) アジア福祉教育財団	その他（特段の理由がある場合）	母国における迫害を恐れて日本に逃れてくる難民についてケアの必要性が高まっていることもあり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは現状では困難である。他方、インドシナ難民受入についてはインドシナ難民対策連絡調整会議において平成17年度限りで廃止する方向で検討を行うほか、同時に、アフターケア事業等についても、効果的・効率的な事業実施という観点から、当該法人以外が事業主体となることも含めた見直しを進めていく。	
(社) アジア親善交流協会	補助金等の廃止	アジア地域との親善交流の経緯等を考慮の上、平成17年度限りで廃止する。	平成17年度
(財) 交流協会	その他（特段の理由がある場合）	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 日本国際医療団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善した上で、補助金等を廃止	平成14年度において補助金等の年収比率を2/3未満に改善した上で、平成15年度限りで海外技術協力推進団体補助金を廃止する。	平成13年度
(財) 日韓産業技術協力財団	その他（特段の理由がある場合）	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	
(社) 国際協力会	補助金等の廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成17年度までに国際協力会補助金を廃止する。	平成17年度

【財務省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 日本税務協会	補助金等の廃止	当該法人に対する委託費は、平成17年度限りで廃止する。平成18年度以降は、当該委託費に係る業務のうち必要なものを国税当局において処理する。	平成17年度

【文部科学省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 内外学生センター	独立行政法人による実施	<p>独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管することにより効率的実施が図られるものについても移管する。</p> <p>上記 に該当しない事業については、その必要性を精査した上で、必要な事業については、その実施主体について引き続き検討する。</p> <p>上記 、 の措置を講じた上で、なお本公益法人で行う事業については、役員報酬の廃止等をはじめとする補助金の廃止・削減を行う。</p>	平成15年度
(財) 日本国際教育協会	独立行政法人による実施	<p>独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管することにより効率的実施が図られるものについても移管する。</p> <p>上記 に該当しない事業については、その必要性を精査した上で、必要な事業については、その実施主体について引き続き検討する。</p> <p>上記 、 の措置を講じた上で、なお本公益法人で行う事業については、役員報酬の廃止等をはじめとする補助金の廃止・削減を行う。</p>	平成15年度

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 核物質管理センター	その他（特段の理由がある場合）	保障措置等は、核不拡散条約の実施等に係るものであるとともに、原子力の中でも極めて限られた専門的かつ特殊な分野であるため、現在の委託事業等を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	
(財) 日本分析センター	その他（特段の理由がある場合）	環境放射線（能）モニタリングに係る高度な専門能力を有し、中立公正な調査業務を行う我が国唯一の分析専門機関であるため、当該法人以外に現在の委託事業を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	
(財) 電気・電子情報学術振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成14年度からは、当該法人全体として補助金等の年収比率が2/3を上回るような交付申請は行わないこととする。	平成13年度
(財) 原子力研究バックエンド推進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(財) 健康・体力づくり事業財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度

【厚生労働省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(社) 全国労働基準関係団体連合会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	労働時間短縮促進交付金の平成17年度限りでの廃止、診療等委託費の段階的な一部事業の廃止等及び労務管理セミナーの段階的な拡充等による自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(財) 産業医学振興財団	その他（特段の理由がある場合）	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通じて補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後、私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	
(財) 労災年金福祉協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	委託費の段階的な縮減を行うとともに、保険事業の立ち上げ等による自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(財) 労災ケアセンター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	事業の一部廃止、役員報酬助成の廃止、人件費の縮減等により段階的に委託費の縮減を行うとともに、労災特別介護施設の入居率引上げによる自己収入の拡大を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(社) 国際厚生事業団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の縮減・見直しとともに、自己収入の拡大とその維持に努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 21世紀職業財団	その他（特段の理由がある場合）	女性の雇用管理改善に係る支援事業については、専門的知識・ノウハウと全国的な展開能力を有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等による国の指定等に基づく業務であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	
(財) 女性労働協会	その他（特段の理由がある場合）	女性の職業能力発揮に係る支援事業については、専門的ノウハウを蓄積し関係団体との太いパイプ等を活用した労働者への個別相談対応が可能な当該法人への委託が最も合理的である。また、収入の主要部分が国有施設の「女性と仕事の未来館」運営に係る委託費であることから、自己収入の拡大に努めるものの、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	
(財) こども未来財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金を一部廃止するとともに、国から直接交付する等、事業を見直すことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(財) 介護労働安定センター	その他（特段の理由がある場合）	介護労働者の雇用管理の改善等に関する業務については、専門的知識・ノウハウを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づいて国の指定等に基づき業務が実施されていることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 友愛福祉財団	その他（特段の理由がある場合）	HIV訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの拠出により行うこととされた事業及びHIV訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業を行っており、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも国が直接実施することは困難なため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	
(財) 医療保険業務研究協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	レセプト電算処理システムの検討状況を踏まえ、当該委託事業について内容・金額を見直した上で当該法人以外の事業者への委託又は当該委託事業の廃止を行うことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(財) 全国老人クラブ連合会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成12年度の補正予算に基づく一部の補助金が当該年度のみで終了すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるとともに、第三者分配型に該当する補助金を、当該法人を経由しない交付方法に切り替える。	平成12年度
(財) 産業雇用安定センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(社) 全国シルバー人材センター事業協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の段階的な削減を行うとともに、自己収入の拡大を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 高年齢者雇用開発協会	その他（特段の理由がある場合）	<p>多数の事業主等を対象に助成事業等を実施する必要があり、専門的知識・ノウハウを有する当該公益法人の事業として実施することが効率的である。</p> <p>なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。</p> <p>独立行政法人への事務移管がなされる場合は、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。</p>	
(財) 日本職業協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(社) 北海道雇用開発協会	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された委託費を廃止する。	平成12年度
(財) 中国残留孤児援護基金	その他（特段の理由がある場合）	<p>昭和58年の閣議了解及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく事業を委託している。事務費等の縮減・効率化は行うものの、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。残留孤児の背景や境遇等への特別な配慮や技術を要する当該事業は、ノウハウと実績を有する当該法人への委託が最も合理的である。</p>	
(財) 予防接種リサーチセンター	その他（特段の理由がある場合）	<p>被害者への配慮を要請した国会の附帯決議を契機に設立された当該法人の設立経緯を踏まえると、国自らが当該事業の実施主体となることは著しく不適切であり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。</p>	

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) エイズ予防財団	その他（特段の理由がある場合）	エイズ予防対策事業等については、専門的知識・ノウハウや関係団体との太いパイプを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行われている事業であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	
(財) 藤楓協会	その他（特段の理由がある場合）	ハンセン病の正しい知識の普及啓発や社会復帰希望者に対する技能指導等を行う当該事業は必要不可欠なものであるが、当該法人設立の経緯を踏まえると、国自らが実施主体となることは著しく不適切であり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	
(財) ヒューマンサイエンス振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	事業を計画的に縮小するとともに、企業からの委託研究の拡大と新たな独自事業の追加により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度
(財) 長寿科学振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	寄附金の増額を主とした自己収入の拡大を図るとともに、状況に応じて補助金等を見直すことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(社) 全国勤労青少年ホーム協議会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	勤労青少年キャリア形成支援講座のパイロット事業の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度
(財) 国際技能振興財団	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された補助金等を廃止する。	平成12年度
(財) 健康・体力づくり事業財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度

【農林水産省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 食生活情報サービスセンター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の大半を占める健全な食生活全国推進事業費の削減、事業の一部を他の法人に移管すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度
(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	個々の補助金等の廃止・削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(財) 食品産業センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	個々の補助金等の廃止・削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(社) 大豆供給安定協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の大半を占める大豆備蓄対策費補助金（第三者分配型）を大豆の保管を行う主体に交付するとともに、当該法人が保有する財源を有効に活用すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(社) 国際農業交流・食糧支援基金	その他（特段の理由がある場合）	補助金等の大半を占める緊急食糧支援事業費補助金は、従来行われた事業の後年度負担として交付しているものであるため、現在の事業方式を維持する。	
(社) 国際農林業協力協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減、国以外からの受託事業の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(財) 農産業振興奨励会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減、当該法人の自主事業の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 日本特産農産物協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(財) 甘味資源振興会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(財) 食料・農業政策研究センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	総合食料対策民間団体事業推進費補助金等の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度
(財) 農村開発企画委員会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	諸土地改良事業費補助等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成15年度
(財) 日本土壌協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	土地改良調査計画費等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度
(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	個々の補助金等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(社) 林業機械化協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の整理・統合により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(社) 大日本水産会	その他（特段の理由がある場合）	補助金等の大半を占める基幹漁業再編推進事業費補助金（第三者分配型）を当該法人に交付する特段の理由がある。	

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 魚価安定基金	その他（特段の理由がある場合）	補助金等の大半を占める調整保管事業資金造成費補助金（第三者分配型）を当該法人に交付する特段の理由がある。	
(財) 日韓・日中新協定対策漁業振興財団	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された補助金を廃止する。	平成12年度
(社) 日本トロール底魚協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(社) 漁業情報サービスセンター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(財) 漁場油濁被害救済基金	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	業務の効率化等による漁場油濁被害対策費等補助金の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度
(社) 日本栽培漁業協会	独立行政法人による実施	事業内容の整理・合理化等により国からの委託費等の縮減を図るとともに、特殊法人等改革の整理合理化計画を踏まえ、効率的な事業実施の観点から、独立行政法人水産総合研究センターにおいて事業を実施する。	関連の特殊法人等改革の実施時期

【経済産業省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 交流協会	その他（特段の理由がある場合）	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	
(財) 日韓産業技術協力財団	その他（特段の理由がある場合）	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	
(財) 日本テクノマート	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	特許流通促進事業委託費の廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(財) 中東協力センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	産油国石油精製技術等対策事業費の補助率及び事業配分の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(社) アルコール協会	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された研究開発調査委託費を廃止する。	平成12年度
(社) ソーラーシステム振興協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	ソーラーシステム広報促進事業費補助金等の廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(社) ニューガラスフォーラム	補助金等の廃止	当該法人に対し交付されたニューガラスの設計に資するデータベース構築に係る委託費を廃止する。	平成12年度
(財) 資源・環境観測解析センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	委託費のうち平成16年度に運用終了予定の衛星関連部分については、当該年度限りで交付を終了する。また、自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度
(社) 日本ベッ甲協会	その他（特段の理由がある場合）	政府方針（ワシントン条約の留保撤回）によりベッ甲の原材料となるタイマイの輸入が禁止されたものであり、業界の自助努力のみでは対応困難なため、補助金の交付を継続する必要がある。補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難であるが、平成14年度において補助金の大幅な削減を行う。なお、当該事業については、国内における増養殖の進展の状況等を踏まえ、引き続き事業の見直しを図るものとする。	
(財) 新エネルギー財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（第三者分配型）の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度
(財) 国際石油交流センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	産油国石油精製技術等対策事業費補助金(国際石油交流促進事業)の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度
(財) エルピーガス振興センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油ガスエネルギー利用システム導入事業）の廃止等事業の見直しや自主事業を拡充することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 天然ガス導入促進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金（天然ガス高効率利用促進事業）の廃止等事業の見直しを行い効率化を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(財) 原子力発電技術機構	独立行政法人による実施	<p>原子力安全規制の被規制者からの独立性・中立性の確保を図りつつ、原子力安全規制のさらなる効率的かつ的確な実施を図るため、原子力安全規制の実施を目的とする独立行政法人を設置し、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を当該独立行政法人に移管して実施することとする。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の直接実施事務のうち、検査等の事務を当該独立行政法人に移管することとする。 当該独立行政法人の目的にかんがみ、公益法人から移管する事務については以下の整理とする。 <ul style="list-style-type: none"> （財）原子力発電技術機構への委託実施事務のうち安全解析、安全規制に係るデータ収集、緊急時対策・防災支援等原子力安全規制に係るものについては当該独立行政法人に移管するとともに、（財）発電設備技術検査協会及び（財）原子力安全技術センターへの委託実施事務のうち安全解析、安全規制に係るデータ収集等原子力安全規制に係るものも併せて移管することとする。その際には、類似事務の整理・統合による徹底的な効率化・合理化を図ることとする。 技術開発、原子力推進に係る広報及び国際協力等原子力安全規制に直接に関連しない事務については、当該独立行政法人に移管せず、廃止又は他の公益法人への委託実施事務への統合を図ることとする。 	平成15年度

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(社) 電力土木技術協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	発電設備耐震信頼性実証調査等の終了により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度
(社) 全国信用保証協会連合会	その他（特段の理由がある場合）	当該法人に交付されている経営安定関連保証対策費補助金(第三者分配型)については、中小企業者に対する資金供給の円滑化のための仕組みの一部であり、基金方式により弾力的にその役割を果たすために現状のスキームを維持する。よって、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	

【国土交通省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(社) 全国ダンプカー協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金（第三者分配型）の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度
(財) 公園緑地管理財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	公園管理委託費の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度

【環境省】

関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期
(財) 地球環境戦略研究機関	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	金額規模の大きい補助金等を廃止することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度

（注） 表中「措置予定時期」の欄について、「平成13年度」とある場合は、13年度の末までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。